

国立大学法人琉球大学備品資産貸与要領

平成16年4月1日
制 定

(目的)

第1条 この要領は、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）会計実施規程第86条及び第94条の規定に基づき本学における固定資産（土地・建物を除く）及び少額資産（以下「備品資産」という。）を学外者に貸与する場合の基準を定める。

(貸与できる備品資産)

第2条 貸与できる備品資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 機械及び装置並びにその他附属設備
- (2) 車輛その他の陸上運搬具
- (3) 工具・器具及び備品（耐用年数1年以上のもの）
- (4) その他の少額資産

(貸与基準)

第3条 本学の業務に支障がない限り、国、地方公共団体、教育・研究を目的とする法人又は団体、民間企業の研究機関及びその他固定資産管理責任者が認めた場合に貸し付けることができる。

(貸与手続)

第4条 備品資産の貸与を受けようとする者は、原則として1ヶ月前までに別紙様式1の備品資産貸与申請書を当該備品資産を管理する固定資産管理責任者に提出し、許可を得なければならない。

2 固定資産管理責任者は資産を貸付けたときは、相手方から借受け書を徴しなければならない。

(貸付料)

第5条 備品資産の貸与は原則として、有償とする。

2 貸与に係る費用（以下「貸付料」という。）の算定については、別に定める国立大学法人琉球大学備品資産貸付料算定基準によるものとする。

3 貸付料の納付は、原則として、本学が発行する請求書により本学の指定する金融機関への振り込みによるものとする。

(貸付料の返還)

第6条 納入された貸付料は、貸与の許可を受けた者（以下「被貸与者」という。）の都合により貸与を取り止めた場合及び被貸与者の責に帰すべき事由により、本学が貸与許可を変更又は取消した場合は返還しない。ただし、本学の都合により貸与許可を変更又は取消した場合は、貸付料の全部又は一部を返還する。

(無償貸与)

第7条 固定資産管理責任者が、無償で貸し付けることが、適当と認めた者に貸し付けるときは、第5条の規定に関わらず、無償で貸し付けることができる。

(貸与備品資産の亡失又は損傷)

第8条 被貸与者は貸与備品資産（以下「貸与資産」という。）を亡失し、又は損傷した場合において修理又はその損害を弁償しなければならない。

(貸与条件)

第9条 固定資産管理責任者は、備品資産を貸与する場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 被貸与者は、貸与資産の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用を負担すること。
- (2) 被貸与者は、貸与資産を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (3) 被貸与者は、貸与資産について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ固定資産管理責任者の承認を受けること。
- (4) 被貸与者は、許可の取消し若しくは変更が行われた場合又は使用期間が満了した場合において、貸与資産に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用を請求しないこと。
- (5) 被貸与者は、貸与資産を転貸し、又は担保に供しないこと。
- (6) 被貸与者は、貸与資産を貸与目的以外に使用しないこと。
- (7) 被貸与者は、貸与資産の使用場所が指定された場合には、指定した場所以外で使用しないこと。
- (8) 被貸与者は、貸与資産の貸与期間満了の日までに、指定の場所に返納すること。
- (9) 被貸与者が、貸与条件に違反したとき又は本学において貸与資産を必要としたときは、速やかに返納すること。
- (10) 被貸与者は、貸与資産を亡失又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を固定資産管理責任者に提出しその指示に従うとともに、その原因が天災、火災又は盗難にかかるものであるときは、亡失又は損傷の事実又は理由を証する関係官公署の発行する証明書を添付すること。
- (11) 被貸与者は、貸与資産を亡失又は損傷したときは、相当の弁償をすること。
- (12) 固定資産管理責任者は、貸与資産について随時に実地照査し、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができること。
- (13) 被貸与者は、貸与資産を借り受けたときは、直ちに借受書を提出すること。

(改廃)

第10条 この要領の改廃は、財務・施設・医療担当理事が行う。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日）

この要領は、平成21年3月17日から施行し、改正後の第10条の理事に係るものについては、平成17年6月1日から適用する。

備品資産貸与申請書

平成 年 月 日

国立大学法人 琉球大学
博物館(風樹館)館長 立田 晴記 殿

申請者 住 所
氏 名 印

国立大学法人琉球大学備品資産貸与要領を熟知し、下記のとおり備品資産の貸与を申請します。

記

1. 備品資産・規格及び資産番号：
2. 数 量：
3. 貸与期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
4. 使用場所
5. 貸与目的
6. 管理責任者名及び連絡先
7. その他

国立大学法人琉球大学備品資産貸付料算定基準

平成16年4月1日
制 定

1. 貸付物品が耐用年数を経過していない場合の貸付料

法人税法施行令第48条の減価償却資産の償却方法のうち、定額法（当該償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額として償却する方法をいう。）により計算した当該事業年度の償却額を年間貸付料とする。

算出式

$$(\text{取得価格} - \text{残存価格}) \times \text{償却率} = \text{年間償却額 (年間貸付料)}$$

2. 貸付物品が耐用年数を経過している場合の貸付料

上記1により計算した年間償却の累計額と当該資産につき上記の方法により計算した当該年度の償却額に相当する金額との合計額が取得価格の100分の95に相当する金額を超える場合は、当該償却額にその超える部分の金額を控除した金額をもって以後の貸付料とする。

算出式

$$\text{取得価格} \times 5\% = \text{年間貸付料}$$

3. 月割・日割計算方法

月割算出式

$$\text{年間貸付料} \div 12 \times \text{使用月数} = \text{月割貸付料}$$

日割算出式

上記月割算出式で1月分を計算し「1月分貸付料」を算出

$$1 \text{ 月分貸付料} \div \text{当該月数} \times \text{使用日数} = \text{日割貸付料}$$